安城市社会福祉協議会 民間障害者施設文化活動費等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同募金配分金により安城市内の民間障害者施設が、利用者 のために行う文化交流活動等に助成することにより、障害者の施設生活の充実を 図ることを目的とする。

(助成対象事業者)

- 第2条 助成の対象は、安城市内で前条に掲げる事業を営んでいる社会福祉法人等 の施設運営者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者と しない。
- (1)代表者及び理事等(以下「役員等」という。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるもの。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が経営又は運営に 実質的に関与していると認められるもの。
- (3)役員等が、暴力団若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持 運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるもの。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業及び経費は、利用者の施設生活の充実を図ることを 目的に行われる活動で、別表1及び別表2に掲げるものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、次のとおり算出した額を上限とする。

定額50,000円+(2,000円×利用者定員)

2 助成額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業対象期間)

- 第5条 助成の対象となる期間は、7月1日から翌年1月31日までとする。 (交付申請)
- 第6条 助成を受けようとする事業者は、民間障害者施設文化活動費等助成金交付申請書(様式1)に次に掲げる書類を添付し、会長に提出するものとする。
 - (1) 利用者定員が記載された書類 (パンフレット)等
 - (2) 施設概要が記載された書類 (パンフレット) 等
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第7条 会長は、前条により提出された申請書類について審査し、適当と認めた場合には助成を決定する。
- 2 会長は、民間障害者施設文化活動費等助成金交付決定通知書(様式2)により、 事業者にその旨通知する。

(計画の変更)

- 第8条 助成金の交付決定を受けた事業者は、申請した内容に変更を生じた場合は 遅滞なく民間障害者施設文化活動費等助成金変更交付申請書(様式3)を会長に 提出するものとする。
- 2 会長は、内容の変更について審査し、適当と認めた場合には民間障害者施設文 化活動費等助成金変更交付決定通知書(様式4)を交付するものとする。

(実績報告)

- 第9条 助成金の交付決定を受けた事業者は、当該事業終了後速やかに、民間障害者施設文化活動費等助成金実績報告書(様式5)に次に掲げる書類を添付し、会長に提出するものとする。
 - (1) 民間障害者施設文化活動費等助成金請求書(様式6)
 - (2) 領収書(写し)等。ただし、交通費については、領収書は不要とする。
- 2 ただし実績が下回った場合についてはその額とする。

(報告内容の確認)

第10条 会長は、前条により民間障害者施設文化活動費等助成金報告書等が提出 されたときはその内容が申請のとおりに行われたか確認する。この場合において 会長が必要と認める場合は、当該施設に関係する書類の提出を求めることができ る。 (助成金の交付)

第11条 会長は、民間障害者施設文化活動費等助成金実積報告書等の確認後、当該施設に助成金の交付を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

- 第12条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金を他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定に違反した事業者は、助成金を返還しなければならない。 (委任)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

活動名	活動内容	対象者
文化交流活動	利用者の施設生活を充実さ	安城市内で運営されて
	せるために行う余暇活動や	いる民間障害者施設、民
	地域との交流活動等	間障害児施設の施設運
		営者
研修活動	職員の資質向上のために実	
	施する研修や勉強会	
広報・啓発活動	障害者福祉の向上のために	
	行う広報紙の発行、事業紹介	
	等啓発活動等	

別表2 (第3条関係)

活動名	対象経費	
文化交流活動	文化交流活動に使用する消耗品及び備品等、会場の使用料及	
	び賃借料等(食事代等食料費は対象外とする)	
研修活動	講師に対する謝礼金及び交通費、会場使用料及び賃借料	
	(交通費については領収証不要)	
広報・啓発活動	広報費等の印刷製本費、郵便料等	